

日立市公告第13号

日立市森林整備計画の変更について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、日立市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により下記のとおり公告し、当該日立市森林整備計画の変更案を縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により、日立市森林整備計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、日立市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年1月28日

日立市長 小川春樹

記

1 縦覧場所

日立市ホームページ「日立市森林整備計画（変更）について」
(https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/seisaku_zaisei/1003299/1010996/1018703.html)

2 縦覧期間 自 令和8年2月2日
至 令和8年3月3日

以上